

寒川町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
～ 略 ～ 附 則（制 定 附 則） ～ 略 ～ （加える） ～ 略 ～	～ 略 ～ 附 則（制 定 附 則） ～ 略 ～ <u>15 令和3年12月に期末手当を支給する場合における期末手当の額は、第5条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した期末手当の額から100分5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額を減じた額とする。</u> ～ 略 ～ <u>附 則（改 正 附 則）</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u>